

## 令和6年度 日向市結婚新生活応援事業補助金 Q&A

### 【所得】

**Q 所得は、どの時点の証明書を確認すればよいですか？**

**A 【令和6年4月1日～令和6年5月31日の間に申請する場合】**

令和5年度所得（令和4年分）です。

令和5年1月1日時点でお住まいの自治体で取得することができます。

**【令和6年6月1日以降に申請する場合】**

令和6年度所得（令和5年分）です。

令和6年1月1日時点でお住まいの自治体で取得することができます。

**Q 所得の確認は、源泉徴収票でもよいですか？**

A 不可です。所得証明書を取得してください。

**Q 貸与型奨学金の返済状況及び年間返済額は、どのように確認すればよいですか？**

A （独）日本学生支援機構のホームページから「奨学金返還証明書」を取得してください。

所得証明書と同一期間に支払った返済額を差し引くことができます。

### 【世帯の状況、対象費目等】

**Q 再婚の場合、対象になりますか？**

A 対象になります。

ただし、夫婦のいずれかが過去に同事業の補助金（他自治体を含む。）を交付されていた場合は、対象外となります。

**Q 公営住宅（市営・県営）の場合、対象になりますか？**

A 対象になります。

**Q 住居の名義人が申請者本人でない場合、対象になりますか？**

A 夫婦どちらかの名義となっていれば対象になります。



**Q 勤務先が所有する社宅に入居している場合、対象になりますか？**

A 対象になります。この場合、下記の書類が必要となります。

- ①給与明細書など、家賃を勤務先に対し支払っていること（給与天引きを含む。）が分かる書類
- ②社宅使用契約書や入居決定通知書など、勤務先との間で社宅の使用に係る契約を締結していることが分かる書類

**Q 夫婦の一方が婚姻前から居住している賃貸物件に、配偶者が一緒に住むことになった場合、対象になりますか？**

A 対象になります。

ただし、補助対象は婚姻と同居(住民票の移動)が完了してから要した費用となります。

婚姻日より前に賃貸借した物件については、契約書等により婚姻前同居であることが確認できる場合のみ、婚姻日より前に支払った費用を対象とみることができます。

**Q 令和6年4月1日より前に賃貸借契約または住居購入契約を行った場合、対象になりますか？**

A 【賃貸借契約の場合】

対象になります。

ただし、補助対象は令和6年4月1日以降に要した費用に限ります。

【住居購入の場合】

婚姻前1年以内または、婚姻後令和7年2月28日までに契約を行ったものが対象になります。

ただし、補助対象は令和6年4月1日以降に要した費用に限ります。

**Q 勤務先から住宅手当が支給されている場合、対象になりますか？**

A 対象になります。ただし、勤務先からの住宅手当支給相当額は補助対象外となります。

**Q 令和6年度中に交付上限額まで達することができない場合は、どうすればよいですか？**

A 上限額（20万円）から令和6年度交付額を引いた差額分を、翌年度に限り持ち越すことができます。ただし、令和6年度中に申請し、交付決定を受けていることが条件となりますのでご注意ください。